

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月2日	三和運輸株式会社(法人番号3120001001882)代表者吉田裕純	大阪府大阪市鶴見区 今津北2-10-31	本社	大阪府大阪市鶴見区 今津北2-10-31	輸送施設の使用停止 (220日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和2年6月17日及び同年6月29日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。15件の違反が認められた。(1)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第5項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項)、(10)(11)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(12)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)、(14)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)、(15)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	32	22
令和3年4月2日	三和運輸株式会社(法人番号3120001001882)代表者吉田裕純	大阪府大阪市鶴見区 今津北2-10-31	奈良	奈良県大和高田市池田571-4 ハイツ池田第二205号室	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和2年6月17日及び令和2年6月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第2号)、(2)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(3)(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)	32	10

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月5日	有限会社秀斗(法人番号7130002031536)代表者木嵯隆太	京都府城陽市長池河原24	本社	京都府城陽市長池河原24-101	事業停止(3日間) 輸送施設の使用停止(223日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	平成31年3月15日、令和元年5月24日、同年9月11日、同年10月28日、令和2年3月9日及び同年3月26日、関係機関からの情報及び公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。17件の違反が認められた。 (1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(施行規則第6条第1項第1号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(6)(7)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)(11)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(12)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(13)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(14)整備不良車両等【不正改造のもの】(安全規則第13条本文関係、道路運送車両法(以下「車両法」)第40条～43条、第47条)、(15)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第13条、車両法第48条)、(16)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(17)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	31	31
令和3年4月7日	広和運輸株式会社(法人番号7120901009369)代表者海原広和	大阪府摂津市鳥飼上4-11-18	本社	大阪府摂津市鳥飼上4-11-18	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年7月22日及び同年9月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	63	9

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月8日	株式会社石田運送(法人番号1150001012326)代表者石田久美子	奈良県大和高田市大字野口字松笠547	本店	奈良県大和高田市大字野口字松笠547	輸送施設の使用停止(65日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和2年9月17日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)(3)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	7	7
令和3年4月8日	株式会社コトブキライン(法人番号4150001021679)代表者柳楽創	奈良県大和郡山市池沢町140番地	奈良	奈良県大和郡山市池沢町139番地の1	事業停止(30日間) 輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年1月15日、同年1月24日及び同年2月3日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。事業停止については、(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)の1件が認められ、使用停止については、(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者台帳の記録違反【記載事項の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)特別な指導、適性診断受診義務違反【未受診】(安全規則第10条第2項)の7件が認められた。	33	33
令和3年4月12日	株式会社ユニット(法人番号2130001033224)代表者芝原宗良	京都市南区吉祥院観音堂町5番	本社	京都市南区吉祥院観音堂町5番	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年10月7日及び同年10月21日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(3)(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】及び【記録の保存】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)(9)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月13日	株式会社フレックスビジネス キャリア(法人番号 9120001102527)代表者近藤 通明	大阪府大阪市淀川区 西中島5丁目12番8号	大阪支店	大阪府茨木市真砂3丁 目6番3号	文書警告	貨物自動車運送事業法 第9条第3項	令和2年11月19日に関係機関からの情報を端緒に 監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画 変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自 動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法 施行規則第6条第1項第1号)、(2)運転者台帳【記載 事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規 則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(3)「貨物自 動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指 導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第 1項)	0	0
令和3年4月13日	福山通運株式会社(法人番 号1240001032736)代表者小 丸成洋	広島県福山市東深津 町4丁目20-1	京都南	京都府久世郡久御山 町大字市田小字大領 2-7	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第2項第1号	令和2年10月13日、公安委員会からの通報を端緒 に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行 系統の違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2 条第2項第4号)、(2)点呼の記録違反【記載事項等 の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反 【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記 録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	1	1
令和3年4月21日	株式会社ハルテサンアイ ユー(法人番号 3180001120982)代表者宇田 茂	愛知県小牧市三ツ渕 1285番地1	滋賀	滋賀県蒲生郡日野町 大字北脇1番地267	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和2年10月13日及び同年10月14日、公安委員会 からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認め られた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】 (貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第7条第5項)、(2)運転者台帳【記載事項等の 不備】(安全規則第9条の5第1項)、(3)「貨物自動車 運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)によ る運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適 切】(安全規則第10条第1項)、(4)指導監督告示によ る運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受 診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則 第10条第2項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月22日	株式会社山直運送(法人番号1120101037820)代表者坂本貴昭	大阪府岸和田市山直中町1008-1	貝塚	大阪府貝塚市二色南町16番地	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和2年10月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和3年4月23日	株式会社協栄運送(法人番号4150001011151)代表者川上艶子	奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺2-1	本社	奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺2-1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年10月15日及び同年11月16日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	11	11

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年4月26日	大阪運送事業合同会社(法人番号2122003000649)代表者本廣 博司	大阪府八尾市上之島町南3丁目61番地	本社	大阪府八尾市上之島町南3丁目61番地	輸送施設の使用停止(270日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年1月17日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(5)(6)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)(9)運転者台帳【作成】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(12)(13)その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反【死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反】及び【運行管理者の講習受講義務違反】(安全規則第23条第1項)、(14)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第1項)	27	27